

## ほくぎんJCBデビット会員規約

### 第1章 総則

**第1条 (会員)** 1.株式会社北陸銀行（以下「当行」という。）に普通預金口座（以下「預金口座」という。）を開設し、かつ本規約を承認の上、株式会社北陸カード（以下「当社」といい、当社と当行を併せて「両社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「三社」、当社と当行、JCBを併せて「三社」という。）に対して、三社所定の入会申込書等によりJCBデビットカードの貸与を申込み、三社が承認した方を本会員といたします。2. 本会員と三社との契約は、三社が入会を承認したときに成立します。

**第2条 (JCBデビットカード)** 1「JCBデビットカード取引」（以下「デビット取引」という。）とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、本会員が加盟店（第19条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、クレジットカード取引システム（J-Debitの決済システムではありません。）を用いて当行システムと接続し、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。

2「JCBデビットカード」（以下「カード」という。）には、預金口座のキャッシュカードとしての機能と、デビットカード利用を行う機能を一体化し、双方の機能を一枚で提供する機能を有するカードと、デビットカード利用を行う機能のみを有するカードがあります。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。なお、デビットカード利用に関しては本規約が適用され、キャッシュカードとしての機能に関しては、別途当行の「キャッシュカード規定」が適用されます。

3. 当社は、本会員本人に対し、当社が発行するカードを貸与します。

4. 本会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

5. カードの券面には以下の情報が表示されます。（1）会員の氏名、（2）カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）、（3）セキュリティコード（署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数字のうち下3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）。非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりデビットカード利用をすることができず、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

6. カードの所有権は当社にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、本会員本人以外は使用できないものです。本会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

**第3条 (カードの再発行)** 1.当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により本会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知いたします。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。

3. 本会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当社の指示に従って直ちに返還するか、本会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより本会員に損害等が生じたとしても、これについて、両社は何らの責任も負わないものとします。

**第4条（カード機能）** 1.本会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによってデビット取引（第3章に定めるデビットショッピング利用および海外現地通貨引き出しサービスの利用）ができます。

2. デビットショッピング利用は、第19条に基づき本会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、本会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを本会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、本会員に対して、本会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

3. 海外現地通貨引き出しサービスは、第25条に基づき本会員がJCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができる機能です。

**第5条（付帯サービス等）** 1.本会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、三社のいずれかが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を三社、三社のいずれかまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。本会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

2. 本会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、本会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社もしくは三社が本会員のカード利用が適当でないとは合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。

3. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。

**第6条（カードの有効期限）** 1.カードの有効期限は、カードの券面に表示された年月（以下「有効期限月」という）の末日までとします。

2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない本会員で、当社が引き続き本会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

3. 有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

**第7条（暗証番号）** 1.本会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。ただし、本会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。

2. 本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。推測されやすい番号

等を使用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている本会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、本会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

3. 本会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、二社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。

**第8条（年会費・手数料）** 1.本会員は、有効期限月の3ヵ月後の当社が指定する日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の当社が指定する日）に、当社に対し、当社が通知または公表する年会費を毎年支払うものとします。なお、当社、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

2. 当社は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、本会員は、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。

3. 本会員は、第3条第1項に規定する場合のほか、本会員がデビットカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して当行、当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行、当社が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

**第9条（届出事項の変更）** 1.本会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。

2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、三社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、本会員は、三社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、本会員は、三社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、本会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

**第10条（会員区分の変更）** 1.本会員が申し出、三社が承認した場合、会員区分は変更になります。会員が当行に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が当行に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。

2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して三社または三社以外のJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社に入会を申し込んだ場合は、三社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。この場合暗証番号については第7条第1項を準用するものとします。

**第11条（取引時確認等）** 1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が両社所定の期間内に完了しない場合は、その他同法に基づき必要と両社が判断した場合、両社は入会を

断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

2. 三社は会員が入会した後、会員が三社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求め場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、三社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

**第12条（反社会的勢力の排除）** 1.本会員および入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。

2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、本会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第29条第3項（6）（7）の規定に基づき会員資格を喪失させます。

3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について三社に請求をしないものとします。

4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- （1）暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
- （2）暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する者
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- （5）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （6）その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

**第12条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）** 会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

**第13条（業務委託）** 本会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を当行またはJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取扱い

**第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託）** 1. 会員等は、三社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
- ②入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社との契約内容に関する事項。
- ③本会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
- ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
- ⑥当社、当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、本会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社、当行またはJCBに中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBまたは三社事業（当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。）における取引上の判断（会員等による加盟店（第19条に定めるものをいう。）申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
- ③当社、当行もしくはJCBまたは三社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④当社、当行もしくはJCBまたは三社事業における宣伝物の送付等、当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3) 本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項（1）①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。

（JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。

<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項（1）①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

**第15条（個人情報の開示、訂正、削除）** 1. 会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
- (2) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
- (3) JCBまたはJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、三社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

**第16条（個人情報の取り扱いに関する不同意）** 三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第14条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める三社の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

**第17条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）** 1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他

**第18条（デビット取引の利用限度額）** 1. 本会員は、個々のデビット取引にあたっての保留額（第21条第3項に定める金額をいう。以下同じ。）が（1）と（2）のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が（3）と（4）のうちいずれか低い金額を超えない限度においてデビット取引を行うことができます。なお、本会員が行ったデビット取引の中に第21条第7項もしくは第23条第1項に該当する取引があった場合、または第21条第6項に定める売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が保留額を上回るデビット取引があった場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビット取引が成立する可能性があることを、本会員は了承するものとします。

(1) 預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。また、第25条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。）

(2) 一回当たりの利用限度額（当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が当該限

度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)

(3) 一日当たりの利用限度額 (当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が指定し、当社が承認した金額をいう。)

(4) 一ヶ月当たりの利用限度額 (当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)

2. 前項 (3) (4) に定める「一ヶ月」とは、毎月16日から翌月15日までの1ヶ月間をいい、「一日」とは午前0時から起算した24時間をいいます。いずれも日本時間によります。

3. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域においては、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs (外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。) に対して、カードの利用を制限することができるものとします。

**第19条 (デビットショッピングの利用)** 1. 本会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店 (以下「加盟店」という。) において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、本会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます (以下「デビットショッピング利用」という。)。本会員が加盟店においてカードを利用したことにより、本会員の加盟店に対する支払いにつき、第21条第3項に基づき、本会員が当行に対して預金口座からの引落としおよび当社への支払指示を行い、かつ本会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は本会員の預金口座から引き落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、本会員に代わって立替払いを行います。

2. 本会員は加盟店の店頭 (自動精算機の場合を含む。) において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店 (次項から第5項の加盟店を含む。) のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、本会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、本会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。

4. 二社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め本会員が加盟店との間で合意している場合には、本会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額 (署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。) についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、本会員がカード番号等を事前に加盟店 (以下「登録型加盟店」とい

う。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。本会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが本会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを本会員は予め承認するものとします。なお、本会員は、本会員が退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第29条第1項なお書きおよび第29条第3項に従い、支払義務を負うものとします。

6. 本会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて本会員本人の利用であることを確認する場合があります。(2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において本会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と本会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、本会員への事前通知なしにカード利用を保留またはお断りする場合があります。

(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、本会員によるカードの利用を一定期間制限することができます。

8. 本会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」という。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式。

9. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第18条に定める金額の範囲内であったとしても、本会員のデビットショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。

10. 本会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

**第20条（立替払いの委託）** 1.本会員は、前条第1項および次条第3項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。本会員は、当社が本会員からの委託に基づき、本会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。(1) 当社が加盟店に



対して立替払いすること。(2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。

(3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。

(4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。

2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、デビットショッピング利用代金の全額につき、当社が当行から支払いを受けるまで当社に留保されることを、本会員は承認するものとします。

3. 本会員は、本会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第21条または第23条に定めるとおり当社に支払うものとします。

**第21条（JCBデビットカード取引の決済方法）** 1.本会員が、第19条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引（以下「売買取引等」という。）を行った場合、加盟店等が本会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。

2. 本会員が、第19条第5項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、本会員に対する請求金額が確定する都度、本会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が両社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、本会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、本会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、本会員はあらかじめ承諾するものとします。

3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、本会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落としおよび当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当行が預金口座から引き落とし当社に支払うものとします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。）

4. 前項の保留手続きについては、「普通預金規定」に定める本人確認手続きおよび預金払戻手続、ならびに「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力は不要とします。

5. 第3項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、両社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとします。

6. 第3項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が両社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第20条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、当社はその差額相当額を預金口座に返金するものとし

ます。この場合、返金額に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第23条第2項の定めによるものとします。

7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、預金口座から引き落とし当社に支払い、当社は第20条に規定する方法により立替払いします。但し、本会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第23条第3項によるものとします。

8. 保留手続き完了後、本会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額を本会員の預金口座に返金します。

9. 保留手続き完了後、当社が第20条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、本会員の申出に基づき、または当社の判断で、保留額を本会員の預金口座に返金する場合があります。

10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。

**第22条（海外利用代金の決済レート等）** 1.本会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第20条にかかる代金等の支払処理を行った時点（本会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当社に対する債務を負担するものとします。

2. 両社は、利用情報がJCBに到着した時点における当社が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、第21条第6項の規定に基づく処理を行います。

3. 本会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第20条にかかる代金等を支払った後に、本会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が本会員へ返金を行う場合は、原則として、JCBの関係会社が加盟店等との間で第20条にかかる手続きの解除を行った時点（本会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。

4. 本会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（本会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、本会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が本会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

5. 第1項から第4項の換算レートは、原則として、JCB指定金融機関等が指定した基準レート（JCBが別途公表します。）に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

6. 本会員が国外でカードを利用した場合であっても、本会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金の金額の提示を受けて、本会員が円貨建のデビットショッピング利用代金を選択した場合には、本会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が本会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります。（但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。

### **第23条（預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）**

1. JCBクレジットカード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCBクレジットカード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第20条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
2. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、両社は、保留手続きにより預金口座から引き落とした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」という。）を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
3. 第21条第7項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
4. 前各項の定めるところにより、本会員の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により本会員の当社に対する債務が発生した場合、本会員からの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとし、

### **第24条（会員と加盟店との紛議等）**

1. 当社は、カードの機能として、本会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を本会員に対して提供しているものです。本会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとし、
2. 本会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら直接解決するものとし、
3. 当社が本会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとし、

### **第25条（海外現地通貨引き出しサービスの利用）**

1. 本会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の預金口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとし、
- なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、

CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

2. 前項の場合、当社は、本会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、当行の預金口座から引き落とします。また、この場合、第22条の規定が準用されます。

3. 本会員は、両社が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、両社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

4. 海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、両社は以下の対応をとることができます。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により本会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2) カードの第三者による不正利用の可能性がある場合と両社が判断した場合、本会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。

**第26条（明細）** 1.本会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。本会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が本会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

2. 当社は、デビット取引が行われた際に、会員に対して「MyJCB利用者規定」に付随する「JCBデビット会員向け特則」第3条（デビットショッピング利用時等の通知）に基づきEメールで通知を行います。当社が本会員に対して当該Eメールを送信したときは、本会員は速やかに通知の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、WEBサイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。

3. 本会員は、前項に定める通知を受信できるように、二社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

**第27条（遅延損害金）** 1.本会員が、本会員のデビットカード利用に基づき、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年14.6%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。

**第28条（債権譲渡）** 当社は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

**第28条の2（取引の制限等）** 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する場合、会員のカード利用（デビットショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、（1）の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。（1）本会員が第23条に定める本会員の当社に債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全額または一部について延滞が発生している場合、（2）前号のほか、会員のカードの利用

状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合、（３）会員が第12条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合、（４）会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく二社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合、（５）前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

**第29条（退会および会員資格の喪失等）** 1.本会員は、三社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、二社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、

2.当社が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、本会員が相当期間内に受領しない場合には、二社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとし、

3.本会員は、次のいずれかに該当する場合、（１）、（５）、（８）においては当然に、（２）においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、（３）、（４）、（６）、（７）、（９）においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、本会員は、本会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、

（１）本会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

（２）本会員が第23条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠ったとき、その他本会員が本規約に違反したとき。

（３）本会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。

（４）本会員によるカードの利用状況が適当でないと両社が判断したとき。

（５）当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

（６）本会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。

（７）本会員が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または三社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

（８）会員が自らまたは第三者を利用して、当社、当行、JCBまたは三社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求、②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求、③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為、④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求、⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

（９）本会員が死亡したことを両社が知ったとき、または本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡が両社にあったとき。

（10）会員が第12条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提

出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(11) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(12) 本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止または本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。

4. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

5. 第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、本会員は直ちにカードを返還するものとします。

**第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）** 1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末などが決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は当該通知を受けたカードについて当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到着した以降となります。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1) 本会員が第2条に違反したとき。

(2) 本会員の家族もしくは親族（同居の有無は問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3) 本会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることができる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失、または盗難が生じたとき。

(4) 本会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項（4）に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6) 本会員が第3項に違反したとき。

(7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。

(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、または盗難が生じたとき。

(9) その他本規約に違反している状況において紛失、または盗難が生じたとき。

5. 偽造カード（第2条第2項に基づき当社が発行し当社が本会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。

6. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、本会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

7. 本会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、二社が必要な調査を実施するにあたり、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとします。

**第30条の2（カード番号等の不正利用）** 1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第26条（明細）第2項に基づき当社がデビット取引に関するEメールでの通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日（ただし、本会員が受信可能なEメールアドレスを当社に届け出していない場合または第26条（明細）第3項に違反している場合には、デビット取引があった日）から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。

4. 本会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のあるものである場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して

負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

- (1) 会員が第2条に違反したとき。
- (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
- (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
- (4) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
- (5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項（4）に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
- (6) 会員が第4項に違反したとき。
- (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
- (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
- (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。

6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。

7. 当社は前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3か月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前通知のうえ当該変更を行うことができます。

**第31条（免責）** 1.両社の責めに帰すべき事由により、本会員の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、両社は、誤って引き落とした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、三社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。

2. 前項のほか、三社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、本会員が被った損害について責任を負う場合であっても、三社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。

3. 前二項の規定は、三社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

**第32条（費用の負担）** 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

**第33条（合意管轄裁判所）** 本会員は、本会員と両社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかににかか



わらず本会員の住所地または両社（本会員と両社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（本会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第34条（準拠法）** 本会員と三社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

**第35条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）**

本会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

**第36条（会員規約およびその改定）** 本規約は、本会員と三社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、三社がその内容を書面その他の方法により通知した後に本会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

**<ご相談窓口>**

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBデビットカードデスク

TEL：0570-099-766

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

株式会社北陸カード お客様相談室

〒930-0002 富山県富山市新富町1-2-1

（北陸銀行富山駅前ビル）

TEL：076-431-3010

株式会社北陸銀行 お客様相談室

〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26

TEL：0120-794-322

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

TEL：0120-668-500

**<共同利用会社>**

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサー

ビス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBト

ラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供